

# 資料 3

## 市となるための要件に関する総括表

区 分		市制施行要件	現 況	備 考		
法律要件	人 口	国 勢 調 査	5万人以上を有すること	50,113 人	平成22年10月1日	
		現 在		51,380 人	平成23年11月末日現在総人口	
	中心市街地を形成している戸数		全戸数の6割以上であること	74.96%	平成23年4月1日現在	
	都市的業態人口		全人口の6割以上であること	76.3%	平成17年国勢調査	
千葉県 の 条 例 要 件	1号	官 公 署	4以上設けられていること	設けられている	平成23年5月1日現在 警察署 4 郵便局 4 鉄道駅 2 消防署 2 その他 1	
	2号	高 等 学 校	設けられていること	設けられている	平成23年5月1日現在 千葉県立大網高等学校	
	3号	文 化 施 設	2以上有すること	有している	平成23年5月1日現在 公民館 2 コミュニティセンター 3 保健センター 1 福祉センター 2 公園 67 体育施設 12	
	4号	銀 行 ・ 会 社	他の市に比して概ね遜色がないこと	287(7)	大網白里町	平成23年4月1日現在の1千万以上の総数 ( )は概数
				780(13)	東金市	
				1,243(6)	富里市	
551(15)				山武市		
5号	都市的業態人口	最近5箇年間増加の傾向にあること	104人 増加傾向	平成12年から平成17年までの増加数		
6号	病院・診療所・劇場・映画館等	相当設けられていること	設けられている	平成23年4月1日現在 病院・診療所・歯科 53 劇場・映画館等 7		

## 地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

- 一 人口五万以上を有すること。
- 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。
- 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。
- 四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。

### 2 省 略

- 3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

## 都市としての要件に関する条例

(昭和二十三年四月一日)

(千葉県条例第二十四号)

市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法第八条第一項第一号から第三号までに定めるもののほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 税務署、公共職業安定所等の官公署が四以上設けられていること。
- 二 学校教育法第六章に規定する高等学校が設けられていること。
- 三 公私立の図書館、公会堂又は公園等の文化施設を二以上有すること。
- 四 銀行及び会社の数及びその規模が他の市に比しておおむね遜色がないこと。
- 五 商工業その他の都市的業態に係る業務に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が最近五箇年間増加の傾向にあること。
- 六 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当設けられていること。